

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

茨高教組分会代表者会議

7月14日(土曜) 10時-12時 水戸・総合福祉会館

年金制度改悪 = 65歳年金支給開始のもとでの雇用延長問題

政府方針の「再任用」がもたらす雇用の不安定化

野田内閣は今年3月、定年延長を求めた人事院の「意見の申し出」を無視し、「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」(以下「基本方針」)を決定した。

人事院の「意見の申し出」でも賃金面などで不十分なものであった(本紙第1044号)。しかし、「国家公務員制度改革推進本部」「行政改革実行本部」として決定した「基本方針」はさらに後退した内容になっている(表1参照)。

問題となる点のみをみてゆこう。

「基本方針」の問題点① 「再任用」されるとは限らない

「基本方針」では「希望する場合は」「当該職員を採用するものとする」としながらも、一方で「その者が最下位の職制上の段階の標準的官職(係員等)に係る標準的職務遂行能力及び当該官職についての適性を有しない場合、

任命権者は上記義務(=再任用)を課さないものとする」としている。「義務化」と言いながら必ず任用されるとは限らないのだ。

現在の本県の「再任用選考」制度では、希望する者はほぼ全員再任用されているが、政府の「再任用義務化」は現行の「再任用選考」から大きく後退するおそれがある。

「基本方針」の問題点② 毎年更新による恣意的人事の危険

再任用は「1年を超えない」とされる。すなわち予定される再任用期間(雇用と年金が接続される時)までの一括任用ではなく、毎年更新される制度である。

1年ごとに雇用不安が生じる危険性がある。毎年業務が変更されるとも危惧される。

「基本方針」の問題点③ 賃金水準低下のおそれ

「基本方針」は「総人件費改革や職員の能力活用の観点も踏まえつつ、別途検討する」としている。国家公務員の7.8%にもものぼる給与削減の強行から考えると、現在の再任用制度並みかそれ以下の賃

賃下げ撤回めざし現業労組総会開催

6月16日(土曜)、下妻市のピアスパークにて茨高教組現業労組の2012年度総会が開催され、昨年度の活動の総括、今年度の活動指針の報告、新役員の選出が行われた。

討論において、ここ数年の交渉課題である現業職員のみを対象とした大幅な賃下げ(国家公務員・行(二)給料表導入問題)

について活発な議論が交わされた。この賃下げ問題は、県当局が2007年度以来提案しているもので、特定職種を狙った卑劣な賃下げ方針であり、現業労組は5年間に渡ってたたかってきた。県当局は今年度にも給与問題について「最終結論」を出す意思を示しており、従来以上の活動が求められている。

現業労組は、現業職員の賃下げがいずれ教員・事務職員の賃下げ問題に直結してくることを考えており、安易な妥協は考えていない。

今年度の賃金確定交渉では、国の「行(二)給料表」使用の提案が濃厚である。現業労組は、現在の給与水準維持を目標に今年度の活動を展開する。

金すら考えられる。

学校における 60歳台の雇用の問題点① 働き続けられる職場環境か？

長時間過密労働・過大な精神的ストレスが常態化している学校職場では、65歳まで働き続けることはたいへん困難だ、というのが共通の受け止め方だろう。再任用と定年延長のいずれにしても、60歳代になっても働き続けられる職場環境になっていなければならない。

ゆきとどいた教育を保障する教育条件と、教職員が65歳まで働き続けられる労働条件とは、一体のものとして整備されなければならない。

学校における 60歳台の雇用の問題点② 青年教職員の職の確保

「定年延長」と「再任用義務化」のいずれでも3年に1回、定年退職者のいない年ができる(2013、16、19、22、25の各年度末)。「基本方針」では「総人件費改革等の観点も踏まえつつ、必要な措置を講じる」としているだけで、具体的対策は示されていない。3年ごとの定年退職者なしの年に新規採用の抑制がおこる可能性がある。

私たちの要求① 年金制度の改善と雇用の確保

「定年延長」、「再任用義務化」が問題となるそもそもの原因は、政府による年金制度の改悪すなわち年金支給開始年齢の繰り下げにある。

60歳年金支給開始に戻すとりくみをすすめる必要がある。そのうえで、支給開始年齢復元までの間、「定年延長、希望者全員の雇

用確保」を求めべきだ。

私たちの要求② 再任用者を定数外に

青年教職員の雇用を確保し、職場の年齢構成のバランスを維持するためには、60歳以降の再任用者を定数外として措置すべきである。当面、短時間勤務者の定数外措置が必要である。

私たちの要求③ 働き続けることのできる職場環境の整備

60歳を過ぎても働き続けることのできる労働条件をつくる必要がある。たとえば、30人以下の少人数学級の実施、抜本的な教職員定数増、加齢により就労が困難な職種についての考慮、短時間勤務制度の充実などが必要だろう。 ■

表1 政府方針と人事案の比較

	政府方針	人事院案
方式	「再任用義務化」	「定年延長」
任用の形式	毎年任期更新 ただし「職務遂行能力及び適性がない」と評価された場合は、雇用されない。	雇用継続
年収	60歳時点の約58%	60歳時点の約70%
短時間勤務制度	現行でも有り	導入
退職金支給時期	60歳の年度末	退職時

表2 現行再任用制度における賃金

教育職(二)表…高校・障害児学校教員

①最高号俸2-137号給=月額424,800円(年額15.95月分6,775,560円)

②再任用給与(2級)=月額277,800円(年額14.10月分3,912,750円)
すなわち再任用では、年収は退職前の58%となっている。

障害児学校の教室不足深刻化、充足率7割以下

本県の障害児学校の教育条件はますます悪化している。2012年4月に境西高跡地に境特別支援学校が新設され、その分教室数が増え境特別支援学校と分離した結城特別支援学校で多少改善されたが、その他の学校では普通教室不足がさらに深刻化している。

10教室以上足りない学校はつくば特別支援学校(20教室不足)をはじめ、18校中7校におよんでいる。必要な教室数

に対する教室数の割合をみると、友部特別支援(59%)、勝田特別支援(61.2%)、美浦特別支援(64.2%)、協和特別支援(65.8%)、水戸飯富特別支援(68.3%)、伊奈特別支援(69.7%)の6校で70%以下となっている。

多くの学校で15年以上前から普通教室確保のために、美術室、音楽室、作業室など特別教室のほとんどが普通教室に転用されている。特別教室の転用だ

けでは足りず、職員室を半分「学習室」に転用した学校もある。

それでも足りない学校では、本来3クラスのところを教室がないために2クラスで運用する「圧縮学級」を実施している。「圧縮学級」ではクラスの児童生徒数は1.5倍になり、指導上様々の困難が生じている。一人ひとりの子どもについて十分な指導がおこなえる状況ではなくなっている。

茨城県内においては障害児学

特別支援学校不足教室の状況

2012.5現在

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	保有 教室数	保有教室/ 必要教室 (%)
北茨城特別支援	8	8	9	11	9	8	20	71.4
水戸特別支援	11	11	7	6	3	2	31	93.9
水戸飯富特別支援	7	10	11	12	14	13	28	68.3
水戸高等特別支援	0	0	0	0	0	0	18	100
友部特別支援	10	12	14	15	15	16	23	59
友部東特別支援	0	0	0	0	0	0	9	100
内原特別支援	0	0	0	0	0	0	11	100
勝田特別支援	14	3(13)	7(17)	13(23)	14(24)	16(26)	41	61.2
大子特別支援	2	2	1	0	0	0	11	100
鹿島特別支援	8	4	10	11	12	11	36	76.6
土浦特別支援	0	0	0	0	0	2	32	94.1
美浦特別支援	9	11	13	13	14	15	27	64.2
伊奈特別支援	11	13	16	17	18	13	30	69.7
つくば特別支援	5	12	13	18	19	20	66	76.7
下妻特別支援	7	6	4	4	4	5	25	83.3
結城特別支援	9(19)	11(21)	13(23)	15(25)	17(27)	0	31	100
協和特別支援	6	6	6	9	8	13	25	65.8
境特別支援						0	38	100
計	107(117)	109(129)	124(144)	144(164)	147(167)	132(142)	502	78

※不足教室の状況は教育庁財務課調べ(毎年5月1日現在)

()はプレハブによる仮設教室を加えた数

境特別支援学校は2012年4月開校

教育条件整備要求集約のためのアンケート実施

茨高教組は毎年、各学校の要求をまとめて、県教委の予算編成時期の8月に教育条件の整備を求める県教委交渉を行っている。

教育予算が年々減らされ、日々の教育活動にも支障をきたしている実態がある。教育活動に必要なものを整備することは教育行政機関である県教委の責務である。教育予算を増やし、教育条件整備をすすめるために各学校から要望・要求を提出する。これが、アンケートの趣旨である。

職場の声をお寄せいただきたい。

昨年度提出した主な要求項目

- 耐震補強工事を速やかな実施。
- 老朽化校舎の改修整備。
- 学級減、高校統廃合計画を中止と実業高校の30人学級と「定員割れ」した学校の20人学級を先行的実施。
- 「特別支援学校整備計画」の速やかな実施。障害児学校の過密過大解消。
- 高校に在籍する「発達障害等により特別な支援を必要とする生徒」の教育条件保障。
- 東北・関東大地震による各学校の建物等の被害状況について、第三者による検査の実施と公表。
- 各学校への「地震速報システム」導入。

8 各職場からの要求

- (1)震災による破損等で使用禁止となっている箇所の修繕。
- (2)体育館アリーナの早期復旧。
- (3)本校の読書指導等を充実させるための専任の学校司書を配置。
- (4)本館の水道を復旧するなど不便箇所を早急に改修すること。
- (5)農業関係の「実習棟」に女子トイレを新設。
- (6)実験実習費・生産実習費を増額。
- (7)防災に係る食料等の備蓄。
- (8)教頭2人配置のとりやめ。
- (9)肢体不自由児が緊急時に安全に避難するためのスロープを設置すること。 ■

校の児童生徒数はこの10年で1.6倍に増加した。全国的には10年間で19,000人増加している。障害児学校が、とりわけ劣悪な教育条件ももとにおかれている背景には、幼稚園から大学までの学校について定められている「学校設置基準」が特別支

援学校については存在しないこと。学校を設置するのに必要な最低基準すら定めず、教室不足の状態を長年にわたって放置しているのである。障害児の教育を受ける権利を侵害するもので、差別的施策といわざるをえない。

現在、全日本教職員組合(全教)障害児教育部では教育条件の改善を求めて「障害児学校に〈設置基準〉策定を求める要請署名」に取り組んでいるので、ぜひご協力いただきたい。 ■

茨高教組障害児学校部総会

7月8日(日曜)10時 水戸・高教組書記局

茨城共同運動・対県当局交渉

7月11日、12日、18日 茨城県庁